

○ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）（平成 14 年 6 月金融庁総務企画局）

改正後	改正前
A 基本ガイドライン [削る。]	A 基本ガイドライン (電子証明書) <u>3-2</u> 開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続又は任意電子開示手続を行う場合には、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項に規定する証明書を使用することができるものとする。